

変圧器等重電機器に微量の PCB が混入する可能性に係る経緯

- 平成 12 年 10 月 通商産業省（当時）は、東芝、三菱電機、富士電機から、3 社の変圧器から微量の PCB が検出された旨の報告を受けた。
- 平成 12 年 10 月 上記報告を踏まえ、通商産業省（当時）は、代表企業である東芝に、変圧器等への微量 PCB 混入の可能性を検証するため、変圧器への微量 PCB 混入の事例が他にあるか否かを調査するよう指示した。  
（東芝は、平成 12 年 11 月から平成 13 年 12 月にかけて、自社工場及び関連企業の工場で使用されている変圧器 148 台について製造年代別に PCB 混入の有無を調査し、PCB を検出した事例なしとの結果を得た。）
- 平成 13 年 7 月 経済産業省は、PCB 特別措置法の成立・施行（7 月 15 日施行）を背景として、日本電機工業会（JEMA）を通じ、変圧器等を製造している会員企業 24 社に対し、変圧器等に微量の PCB が混入する可能性について調査することを要請した。
- 平成 14 年 4 月 日本電機工業会（JEMA）から、「7 社の製造した変圧器等の一部について微量の PCB が混入する可能性を完全には否定できない」旨の中間報告が当省になされたが、調査方法が不十分だったため、更なる調査を指示した。
- 平成 14 年 7 月 日本電機工業会（JEMA）は、経済産業省の指示を受け、過去の検出事例の包括的な把握に努めるとともに、製造工程における混入の可能性の点検及び使用した絶縁油に PCB が含まれていない旨の不含証明の有無の調査を行い、「重電メーカー 6 社（東芝、三菱電機、富士電機、明電舎、北陸電機製造、指月電機製作所）が製造した変圧器等について過去に微量 PCB 検出の事例があった」旨及び「重電メーカー 6 社（富士電機、高岳製作所、愛知電機、北陸電機製造、中国電機製造、東北電機製造）が製造した変圧器の一部については、微量 PCB の混入の可能性を完全には否定できない」旨を、経済産業省に報告した。